

全国C型肝炎診療懇談会 開催要領

(目的及び検討事項)

1. 全国C型肝炎診療懇談会(以下、「懇談会」という。)は、厚生労働省健康局長より参集を求める有識者により、厚生労働省および各都道府県におけるC型肝炎の診療体制に関わる対策について専門的な協議を行うことを目的として開催する。

(懇談会の構成)

2. 懇談会に参集を求める有識者はC型肝炎対策に精通した学識ないし経験を有するものとする。

(座長の指名)

3. 懇談会に座長及び座長代理を置く。座長及び座長代理は、懇談会構成員の中から互選により選出する。座長代理は、座長が欠席の場合に座長としての業務を行う。

(作業班の開催)

4. 懇談会は、必要に応じ、外部専門家を交えた作業班を開催することができる。

(会議の公開)

5. 懇談会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
6. 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

7. 懇談会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した懇談会構成員の氏名
 - 三 議事となった事項
8. 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
9. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(懇談会の庶務)

10. 懇談会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

(その他)

11. この開催要項に定めるほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。